

東北地方太平洋沖地震・長野県北部を震源とする地震により被害を受けられた皆さまに、心よりお見舞い申し上げます。

2011年3月13日

このたび東北地方太平洋沖地震・長野県北部を震源とする地震により被害を受けられた皆さまに、心より謹んでお見舞い申し上げます。一日も早い復旧と皆さまのご健康を心からお祈り申し上げます。

弊社では、このたびの地震により被害を受けられた皆さまに、下記のお取扱いを行います。

また、皆さまからのお問い合わせについては、弊社コールセンターにて承っておりますので、ご利用いただきますようお願い申し上げます。

<プルデンシャル ジブラルタ ファイナンシャル生命コールセンター フリーダイヤル>

0120-28-2269

※ 通話料無料、携帯・PHSからもご利用いただけます。

平日9時～17時30分 (土・日・祝日・年末年始の休業日を除く)

災害死亡保険金等の全額支払い

災害関係特約については、約款上に地震等による災害死亡保険金、災害入院給付金を削減したり支払わない場合があるとの規定がありますが、今回はこれを適用せず災害死亡保険金等を全額お支払いいたします。

保険料払込猶予期限の延長

被災により保険料のお払込みが困難な場合、お申し出により保険料のお払込みを猶予する期間を最長9ヶ月(2011年12月末日まで)延長いたします。

また、猶予期間の末日までに猶予した保険料全額のお払込みが困難な場合には、2012年1月より継続して保険料をお払込みいただくことにより、猶予期間分の保険料の払込期日を2012年10月末日までとするお取扱いもいたします。

保険金・給付金・契約者貸付金の簡易迅速なお支払い

お手続の際、必要書類の一部を省略させていただくなど、簡易迅速なお支払いのためのお取扱いをさせていただきます。なお、病院の事情により入院できずに、臨時施設等で医師の治療を受けられた期間も、医師の証明により給付金をお支払いいたします。